

ベトナムの児童福祉の現状と課題

——ホーチミン市における要保護児童の実態調査を踏まえて——

赤 塚 俊 治

はじめに

ホーチミン市は、ベトナム社会主義共和国（以下ベトナムと略す）の経済、文化、社会の中心都市であり、とくに、ドイモイ政策による「市場経済導入と開放政策」によって、著しい産業社会構造の変動とともに経済発展を遂げてきた。しかしながら、その一方では、従来、維持してきた家族機能や地域社会の生活にも大きな影響をもたらし、ホーチミン市では、都市化、核家族化の進展、失業者の増加、麻薬、犯罪、公害など数多くの社会生活のひずみ現象が産出されている。こうした現代社会が生み出した社会的弊害によって都市部や農村部で生活している児童の生活環境は、一層複雑な様相を呈したこと、これまで以上にストリートチルドレン、児童就労、未就学児などを生み出し、さらにはスリや窃盗などによる犯罪、少女売春、薬物中毒などさまざまな社会問題に発展している。また、最も社会的に保護・養護されなければならない障害児の多くが「生活の維持」と「発達の保障」が享受できない状況にある。とくに、ベトナム戦争当時、大量に使用された枯れ葉剤が戦後20数年経過した現在もいまだに人体に影響を与え続け、全国各地で奇形児が生まれている¹⁾。しかもその乳幼児が遺棄されるケースが後を絶たない。

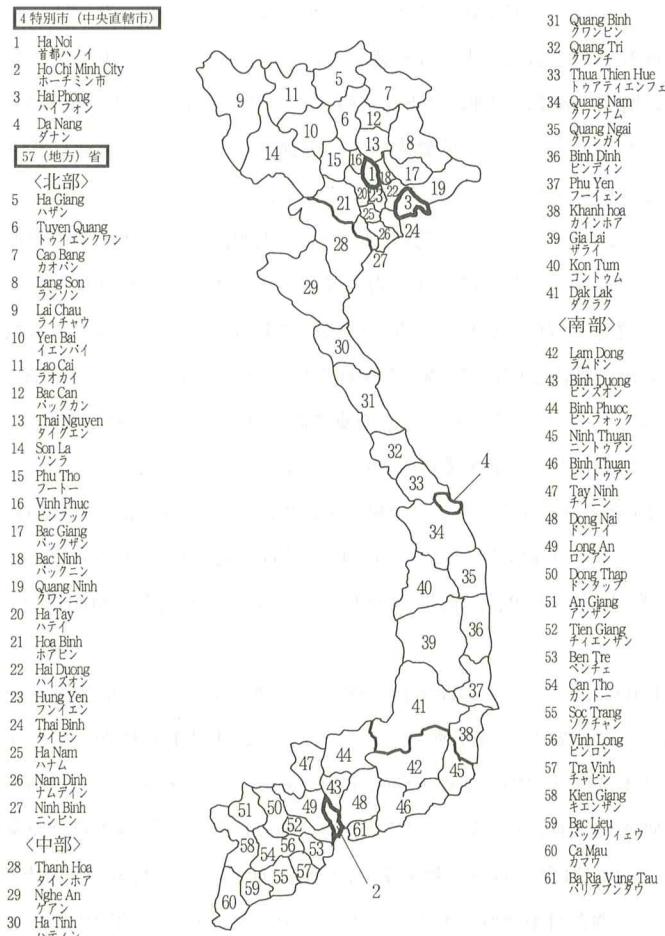
ホーチミン市人民委員会・児童保護育成委員会の報告書によると、「ホーチミン市人口（約450万人）に占める15歳未満の子どもが、27.88%を占め、その内約4%が何らかの困難な状況にある」と報告している。その報告書では、「児童就労（49.6%）、孤児（18.55%）、ストリートチルドレン（16.69%）、障害児（8.97%）、犯罪（1.99%）など年々その比率は増加傾向にある」との報告がなされている²⁾。

そこで本稿の目的は、ベトナムの産業社会構造の変動に伴って社会的影響を受けている障害児を含む児童が抱える諸問題とその背景について、社会的、生活的環境から生起する諸要因を現状分析する。その基本的な諸要因を整理・分析するために、ホーチミン市で実施したストリートチルドレンへの個別面接調査、孤児院、障害児学校（施設）での実態調査及び児童福祉行政の関係機関での聞き取り調査や関係資料・文献を基に、児童が抱えている問題の類似点や相違点を整理・分析する。とくに、調査対象地域であるホーチミン市における都市問題の発生要因とその児童福祉政策との相互連関を探りながら、教育、福祉、保健・医療など広義的視点を通して、児童を取り巻く諸問題を分析し、ベトナムにおける児童福祉の現状と課題について予備的考察を行うこと

にする。

1 急成長を続けるベトナム社会の概観と現状

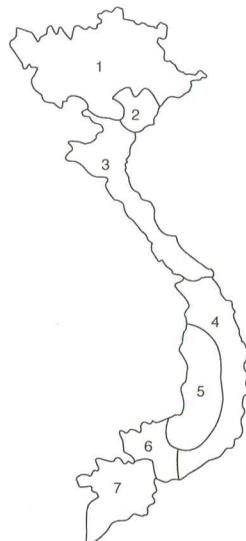
ベトナムは、中国、ラオス、カンボジアの国境と接し、東南アジアのほぼ中央に近い位置を占めている。ベトナムの行政区域は、57省と中央管轄市の4市（ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市）による61行政区域に区分されている。（図1・表1）ベトナム全体の面積は、約33万km²で日本よりも少し小さく、全土の約72%が山岳地帯である。人口は約7,800万人（表2）で年々増加傾向を示している。都市部と農村部における人口比率は全人口の約80%を占める国民が農村部で生活している。また、ベトナムは多民族国家でもある。民族はベト（キン族）が



出所：ベトナム経済研究所『最新ベトナム統計集』1999, p. 6.

図1. 行政区画地図

表1 市・省の7地方分類表



地 方	所 属 市・省 名
1 北部山岳・丘陵 (16)	ハザン, トゥイエンクワン, カオバン, ランソン, ライチャウ, イエンバイ, ラオカイ, パックカン, タイグエン, ソンテ, フートー, ピンフック, パックザン, パックニン, クワンニン, ホアビンの各省
2 紅河デルタ (9)	ハノイ, ハイフォン市の他 ハティ, ハイズオン, フンイエン, タイビン, ハナム, ナムディン, ニンビンの各省
3 中部沿岸北部 (6)	タインホア, ゲアン, ハテイン, クワンビン, クワンチ, トゥアテイエンフェの各省
4 中部沿岸南部 (8)	ダナン市の他, クワンナム, クアンガイ, ピンディン, フーアエン, カインホア, ニントゥアン, ピントゥアンの各省
5 中部高原 (4)	ザライ, コントゥム, ダクラク, ラムドンの各省
6 南部東北 (6)	ホーチミン市の他 ビンスオン, ビンフォック, テイニン, ドンナイ, バリアブンタウの各省
7 メコン河デルタ (12)	ロンアン, ドンタップ, アンザン, テイエンザン, ベンチエ, カントー, ソクチャン, ピンロン, チャビン, キエンザン, パックリュイエウ, カマウの各省

(注) : () 内は市・省数

出所: ベトナム経済研究所『最新ベトナム統計集』1999, p. 9.

表2 性別、都市、農村別人口

(単位: 1,000人)

年	総 数	男 性	女 性	都 市	農 村
1976	49,160.0	23,597.0	25,563.0	10,127.0	39,033.0
1990	66,233.0	32,327.0	33,906.0	13,281.0	51,908.0
1991	67,774.0	32,994.0	34,780.0	13,619.0	53,111.0
1992	69,405.2	33,813.9	35,591.3	13,285.0	55,075.0
1993	71,025.6	34,670.8	36,354.8	13,663.0	56,317.8
1994	72,509.5	35,386.4	37,123.1	14,139.3	57,325.5
1995	73,962.4	36,095.4	37,867.0	14,575.4	58,342.3
1996	75,355.2	36,806.6	38,548.6	15,085.5	59,224.9
1997	76,174.5	37,510.6	39,203.9	15,725.5	59,939.4
1998 (推定)	78,059.1	38,224.0	39,835.1	16,445.2	60,601.1

出所: TONG CUC THONG KE NIKN GIAN THONG KE 1998. 1999.

約87%を占め、タイ族、ヌン族、中国漢族、クメール族など約60近くの民族から構成されており、山岳地帯や中部高原で生活している大多数は、言語系統、居住環境、文化を異にする多種多様な少数民族である。なお、山岳地帯で生活している少数民族は、一般的に教育水準や物質的・

表3 ドイモイ政策の4つのポイント

社会主義路線	従来の性急な社会主義路線を否定 社会主義への転換には長時間を要すべきである。 今後も時間をかけて、社会主義路線への転換に努力する。
産業政策の変更	従来の重工業優先政策を見直すこと 重工業優先から、農業中心に政策変更をする。 ① 食糧・食品、② 消費財、③ 輸入代替商品を3大増産商品に指定し、投資の60%を集中育成する。
市場経済の導入	市場経済を導入し、経済改革をおしすめる 国営、公営以外の資本主義的経営や個人経営の存在を認める。 従来の中央集権的な計画経済を基本的に放棄する。
国際協力への参画	国際分業・国際協力に積極的に参入していく インドシナ半島の平和のみならず、世界平和構築に汗を流す国となるよう努力する。

出所：矢島鈞次・窪田光純『新ドイモイの国ベトナム』同文館出版、1995、p.7.

文化的生活水準はかなり低い状況下にある。

ベトナムは1975年4月にベトナム戦争が終結したことで、翌年1976年に南北ベトナムが統一し、あらたな単一の社会主義共和国を形成した。しかし、その後のカンボジアへの侵攻(1979年)や中国との国境紛争(1979年)によって、日本を含む西側諸国との冷却化や国際機関からの援助協力は中断され、国際的に孤立状態に陥った。さらに、長年の戦乱による生産基盤の破壊、物資の不足及び戦費の負担なども影響して、食糧生産不足、都市失業者の増大など国内の経済状態は混乱し、インフレの進行、財政赤字の拡大といった統一国家にとっては、かつてない重大な社会的・経済的问题に直面することになった。このような危機的状況から脱却するために、ベトナム政府は南北ベトナムが統一されて以来続けられてきた官僚主義的分配経済なども含む社会主義国家路線から「あたらしい国づくりのための変化」を目指した国家路線の見直しを開始した。こうして1986年12月の第6回ベトナム共産党大会において、表3に示したようにドイモイ政策(刷新)〔ドイ：変化、モイ：新しい〕が決議され、従来の性急な社会主義路線を否定、経済統制経済から市場経済の導入、重工業優先政策から農業、軽工業を中心とする産業政策への変更、国際協力への参画などを柱とする改革が推進された³⁾。しかしながら、国民の生活上欠かすことのできない、保健・医療、栄養、住居、教育といった広義での社会福祉や社会保障は、著しい経済発展と比較すると思うように進展していないのが現状である。しかも、それらの制度の恩恵を受けているのは、公務員、軍人、一部の特権階級に集中しており、国民の多くがそれらの保障を享受できないでいる。むしろ、近代的高層ビルが立ち並ぶホーチミン市の中心街では、地方から出てきた孤児が冷たい歩道で寝ていたり、靴磨きやガム・新聞などの街頭販売をしながらその日暮しをしているストリートチルドレンたちなど要保護児童の対象児が増加傾向にある。また、障害児を抱いた親、ベトナム戦争で両足や片腕などを失った元兵士、そして年老いた高齢者たちが、行き交う人々に物乞いをしている光景が街の至る所で見かける。じつにその姿は、近代的社会への発展を遂げているベトナム社会の変化とでは余りにも大きな隔たりがある。

表4 ホーチミン市における家電製品・生活用品普及率
(単位: %)

品目	都心部	郊外
テレビ	91.9	80.9
ビデオ	71.1	35.5
ラジオカセット	83.3	74.6
洗濯機	17.7	2.9
ガスレンジ	40.5	12.0
電話	28.2	2.5
モーターバイク	77.9	65.1

HCM City Statistic Bureau

出所: *The Saigon Times*

No 4-99(381) JANUARY 23, 1999. p. 11.

表5 業種別就業者統計

(単位: 1,000人)

	1995	1996	1997
農・林業	23,521.0	24,152.8	24,813.8
漁業	600.7	622.5	629.6
鉱業	207.4	211.8	210.5
製造業	3,227.2	3,288.8	3,292.5
電気・ガス・水道	152.2	152.8	153.0
建設	995.6	975.1	976.5
自動車・バイク類の修理, 卸・小売	1,887.6	2,158.6	2,671.7
ホテル・レストラン	506.7	518.3	518.5
輸送・倉庫・通信	781.0	855.6	856.0
金融	126.4	125.3	125.9
科学技術	38.4	39.2	40.7
不動産賃貸	55.3	76.0	76.6
国防・公安	392.5	409.4	410.6
教育・トレーニング	973.4	994.3	998.8
厚生・社会事業	279.2	293.0	296.0
娯楽・文化・スポーツ	94.0	95.8	96.2
政党・団体	97.3	98.7	99.9
社会・個人サービス	571.5	593.2	595.3
雇用者のいる家内工業	76.7	124.3	125.4
その他地域組合など	5.5	6.4	6.7
総計	34,589.6	35,791.9	36,994.2

出所: 政府統計局

ベトナム経済研究所『最新ベトナム統計集』1999, p. 85.

2 ドイモイ政策と国民の暮らしの変化

ベトナムの社会・経済は、ドイモイ政策の積極的な推進と1991年のカンボジア和平協定の成立、中越国交正常化及び1995年の米越国交正常化、ASEAN加盟によって一層、輸出や台湾、香港、シンガポール、日本といった外国からの投資を増加させ、順調な社会・経済的成果を遂げ、インフラの整備拡充や家電製品・生活用品の普及率の増加（表4）など人々の生活条件の改善をもたらしてきた。しかし、その一方では、ドイモイ政策による経済発展に伴って、ますます北部、中部、南部の地域ごとの社会経済発展はもとより国民の所得水準や生活水準の地域格差が拡大している。また、ホーチミン市やハノイ市など主要都市で暮らす都市部の住民と人口の約80%を占める農村部で暮らす住民とでは、所得水準や生活水準の地域格差が広がってきていている。とくに、農業、林業、漁業に携わる第一次産業の就業者の平均収入と輸出加工区や工業団地で働く技術者との平均収入には大きな格差が生まれている。（表5、表6）しかも、今日のアジア通貨危機の影響によるベトナム経済情勢は、輸出や外国投資の伸び悩みによって悪化もしくは成長鈍化が顕在化したことで、失業者の増加や農村地帯での遊休労働力の問題が大きく、農村労働者の半数は失業状態

表6 業種別月平均収入

(単位: 1,000 ドン)

	1995	1996	1997	1998
農・林業	366.3	421.6	479.7	438.7
漁業	383.5	408.6	491.8	510.3
鉱業	809.2	1,017.2	1,066.1	1,127.3
製造業	577.4	639.2	762.4	773.8
電気・ガス・水道	853.8	891.2	1,269.2	1,110.0
建設	499.3	572.5	738.4	740.3
自動車・バイク類の修理、卸・小売	490.2	581.6	687.7	669.7
ホテル・レストラン	580.2	642.3	614.7	623.5
輸送・倉庫・通信	879.1	1,018.4	1,131.6	1,161.5
金融	807.1	939.6	1,094.2	889.6
科学技術	361.2	504.9	554.5	518.5
不動産・賃貸業	656.9	700.2	1,030.9	956.6
国防・公安	356.7	379.6	435.1	469.5
教育・トレーニング	309.6	328.7	405.2	455.3
厚生・社会事業	326.9	362.7	439.5	488.4
娯楽・文化・スポーツ	347.3	400.1	453.2	491.8
政党・団体	373.3	373.4	425.9	452.4
社会・個人サービス	407.6	434.7	553.1	713.9
総計	478.2	543.2	642.1	655.2

出所：政府統計局

ベトナム経済研究所『最新ベトナム統計集』1999, p.85.

にあると見られている。こうした社会的背景を要因として、家族崩壊・離婚、農村における貧困の深刻化、都市部への人口流出などが大きな社会問題として、国民生活に影響を与えるようになった。その象徴的なこととして経済的理由から子どもたちが学校を途中で止めたり、少しでも家族の収入を助けるために厳しい生活に耐えながら労働する児童が増えている。労働戦傷者社会福祉省 (Bo Lao dong, Thuong binh va Xa hoi) の発表によると、1998年の失業者は約130万人で、その平均失業率は、6.85%と高く、その中でもハノイ市が最も高い9.09%，続くハイフォン市が8.43%，ホーチミン市は6.76%，そしてダナン市が6.35%であった。ベトナム政府は1999年の目標として、都市部の失業率を7%以内を維持し、そして、雇用機会を増大させるために農業就業人口を高めると発表⁴⁾したが、現段階では厳しい状況化にある。

3 児童を取り巻く現状と諸問題

「貧困」からの脱却、「豊かさ」への追及を新たな目標としてスタートしたドイモイ政策が急速に促進されているベトナムにあって、国民生活の社会経済活動は大きく変動している一方で、同時にさまざまな社会的問題や経済的問題を抱えている国民が拡大していることも事実である。とくに、社会的資本を持たない者や社会的弱者としての児童、障害児(者)，女性、高齢者は、変化している社会経済活動の影響を最も強く受けている存在でもある。

本稿の調査対象地域であるホーチミン市では、ベトナム国内の中でも、比較的さまざまな問題を抱える要保護児童が増加している。その発生要因には、数多くの理由が考えられるが、例えば劣悪な生活状態にある家族にあっては、児童は貴重な働き手として酷使され、時として就学の機会が剥奪されることがある。さらには経済問題、住宅問題、家庭崩壊、児童虐待など生活各般にわたる危機的・緊急的な状況から逃れるために家を出て、路上で生計を立てながら生活している児童や父親の失業や低収入が原因で、朝から夜遅くまで働く児童就労も存在している。そうした児童たちに共通していることとして、家庭的・社会的な保護・養護の欠如があり、しかも就学の機会が奪われ、栄養不良に苦しむ児童が多い。そして何よりも児童の「帰る家」、「保護される場所」が少なく、都市部においては、つねに社会的迫害の対象となることである。なお、ホーチミン市には、このような児童を収容している孤児院が約40カ所ある。また、家庭的にも経済的にも不安定な生活環境で生活している障害児においては、生まれてすぐに捨てられるケースや乳幼児を病院に放置したまま引取りに来ないケースもある。そして障害児は孤児として育てられ、そのための孤児院もホーチミン市には存在する。また、現在、ホーチミン市には、障害児学校が約30校あるが、関係者の話を総合すると、実際に障害児が就学しているのは全体の約2%から5%程度の就学率で極めて低い教育環境にあると推定している。とくに、農村部においては、就学の機会がさらに低くなり、在宅未就学児が圧倒的に多いと推定している。いずれにしても、児童を取り巻く社会問題には普遍性、特殊性、個別性を含んだ多くの困難と難問を抱えており、その発生

要因にも児童の心理的、内面的な問題、未就学児の問題、障害児のための保健・医療対策、障害児学校の絶対的不足と教育機会の不均等化及び障害児の孤児問題などじつにさまざまな社会問題と課題があげられる。しかし、それらの諸問題の最大の社会的要因として、家庭が物質的にも精神的にも不安定な生活環境の下で、児童の生活が強いられてきたことから派生しているものと考えられる。労働戦傷者社会福祉省の推計によると、全国には約5万人のストリートチルドレンがいるだろうといわれており、その主な要因として、市場経済の導入による、都市部と農村部との収入格差の拡大をあげているが、その諸問題の根底には、急成長を続けているベトナム社会において児童に対する社会資源不足と国家財政の貧困との関係が考えられる。また、長年にわたる戦争や経済的・政治的混乱、さらにはドイモイ政策によって社会経済構造も大きく変動したことで、都市化や核家族化などが進展し、ベトナム社会の伝統的な相互扶助が家族機能の変容と地域社会の解体によって低下し、少なからずや児童に対する保護・養護に影響していることは確かである。

4 ホーチミン市における要保護児童の実態

上述したこれらの社会的背景を踏まえながら、要保護児童の実態を分析するために、ベトナムの最大都市ホーチミン市において行政機関での聞き取り調査、ストリートチルドレンへの個別面接調査、A孤児院及びヘボン障害児学校（施設）での実態調査を実施した。第1回目の調査期間は、1998年12月6日から1999年4月18日までの約4カ月半（ベトナム赤十字社ホーチミン支部客員研修員）、第2回目の調査期間は、1999年7月24日から8月4日までの約2週間である。今回の調査研究の主な目的は、社会福祉分野の視点から児童問題を把握するための予備的な調査研究が目的であった。

したがって、調査対象児も基本的には一般家庭で生活している児童ではなく、あくまでも保護や援護を必要としている児童で、路上生活をしている児童、孤児院や障害児学校を利用している児童を対象としている。また、児童の基本的な生活問題を把握するために、調査項目の内容も主に家族環境、生活環境、教育及び就労状況に焦点をあてた調査項目を中心に実施した。

（1）〔路上生活児の個別面接調査〕

① 調査目的

路上で生活している児童の生活実態とその児童の家庭環境について調査する。

② 調査期間

1998年12月15日から1999年1月25日。

③ 調査場所

ホーチミン市 (1区・3区・5区・10区)。

④ 調査対象

路上で生活している15歳以下の児童から無作為抽出した50名。しかし、そのうち2名はカンボジア国内からベトナムにきた児童であったために、この2名は有効回答には含めなかった。

⑤ 調査方法

個別面接調査法。ベトナム人の調査員1名と児童が生活している場所を訪問し、そこで調査項目を個別に質問する形態をとった。調査票は、ベトナム語に翻訳し、ベトナム人調査員がベトナム語で質問するという方法をとった。

1) 路上生活児の基本的属性とその実態

対象児童の年齢と性別、出身地域別は表7の通りである。男子41名、女子7名の対象児のうち、11歳から15歳の年齢層が約60%以上を占めている。最年少は6歳の男子2名と女子1名である。対象児の出身地域別では、中部地方からきた児童が41.6%，ホーチミン市周辺地域からきた児童が25.0%，ホーチミン市内に家族がいる児童が20.8%，北部地方からきた児童が12.5%の順になっている。この調査内容からしても、北部地方、中部地方を合わせると、54.1%の児童が遠く離れた地方からホーチミン市に辿り着いたことがわかる。また、家族構成のうち、兄弟数では、3人が29.2%，4人が16.7%，5人が10.4%の順になっている。最高で8人兄弟が3名いた。また、

表7 路上生活児の年齢、性別、出身地及び兄弟数

(単位：人)

年齢	出身地						家族構成（兄弟の人数）									
	男	女	北	中	南	ホ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	小計
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	2	1	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	2	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
9	5	0	1	2	2	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	5
10	5	2	2	1	4	0	0	2	1	1	0	2	0	1	0	7
11	3	0	1	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
12	4	2	2	1	1	2	0	1	1	1	1	2	0	0	0	6
13	8	0	0	4	0	4	2	1	2	1	1	0	0	1	0	8
14	6	2	1	3	2	2	0	1	2	2	2	0	1	0	0	8
15	6	0	0	5	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	6
計	41	7	6	20	12	10	3	6	14	8	7	5	2	3	0	48

注：出身地の北は北部地方、中は中部地方、南は南部地方、ホはホーチミン市を表している

表8 対象児童の学歴状況

(単位：人(%)）

学歴	合計
未就学	13 (26.5)
小学校中退	29 (59.2)
小学校卒業	1 (2.0)
中学校中退	6 (12.2)
中学校卒業	0 (0.0)
合計	49 (100.0)

表9 対象児童の親の職業

(単位：人(%)）

職業別	父親(回答29)	母親(回答37)
農業	13 (44.8)	12 (32.4)
日雇いの土方	8 (27.6)	2 (5.4)
シクロなどの運転手	2 (6.9)	0 (0.0)
会社員	0 (0.0)	0 (0.0)
露店販売	3 (10.3)	10 (27.0)
その他の仕事	1 (3.4)	12 (32.4)
無職	2 (6.9)	1 (2.7)
合計	29 (100.0)	37 (100.0)

4人以上いる兄弟は、52.1%を占め、全体的に兄弟数が多いことがわかる。

対象児童の学歴は、表8に示されているように、小学校中退の比率が最も多く全体の59.2%を占めている。続いて未就学児26.5%，中学校中退12.2%で、小学校中退と未就学児を合わせると全体の85.7%が初等教育を受けない学歴の低い児童が路上で生活していることがわかる。なお、小学校卒業は1名、中学校卒業は1名もいなかった。

児童の両親の状況は「両親死亡」(5名)、「両親行方不明」(2名)、「父親もしくは母親が死亡」(8名)、「父親もしくは母親が行方不明」(2名)を合わせると、34.6%の児童が両親もしくは片親が不在という家庭環境にある。また、両親の「離婚」(8名)を含めると51.0% (25名)の児童が家庭環境で何らかの不安を経験した児童であることが注目される。

表9は、対象児童の親の職業についてみたものである。このうち父親がいる児童(29名)が回答してきた父親の職業は、「農業」が44.8%で圧倒的に多く、次に「日雇いの土方」27.6%，「路上販売」10.3%で、一般の会社で働く父親は1名もいなかった。それ以外の職業項目では、「シクロなどの運転手」(2名)、「無職」(2名)であった。したがって、児童の父親の82.7%が収入が不安定にある職業に就いていることがわかる。一方、母親がいる児童(37名)が回答してきた母親の職業は、「農業」32.4%，「その他」32.4%，「露店販売」27.0%で、父親同様に一般の会社で働

く母親は一人もいなかった。それ以外の項目では、「日雇いの土方」(2名),「無職」(1名)であった。こうした調査結果からしても、路上生活をしている児童のほとんどは、経済的に厳しい家庭環境の中で育ってきたことがわかる。

2) 対象児童が家を出た理由と現在の生活実態

対象児童が家を出た理由に対する回答(複数回答)では、「貧しかった」が最も多く、全体の 58.5% であり、その他の回答には「手伝いが大変であった」(8名),「都会に行きたかった」(8名),「仕事がしたかった」(8名) が家を出た理由として回答してきた。回答してきた中部地方出身の児童の中には、洪水で家が流され、住む場所がなくなったためにホーチミン市にきた児童が 3 名含まれていた。家を出てから路上で生活している期間は、一番長い児童で 4 年間(2名)が最高であった。その他は 2 年間(2名), 1 年間(5名), 6 カ月間(5名)で、残りの児童は、路上生活を始めて間もないか、もしくは数か月しか経っていない児童で占められている。

日中の活動については、79.2% の児童が「靴磨き」(5名),「宝くじ売り」(14名),「ガム売り」(11名),「新聞売り」(1名)を行い、「その他」(7名)は雑用の仕事をしながら僅かな収入を得て生活している。回答しなかった 10 名は日中、何もしないで過ごしている。現在の健康状態については、68.8% の児童は病気はしていないが、31.2% の児童は、腹痛、歯痛、悪寒、目まいなど何らかの症状を訴えている。食事については、一日に 3 回食べている児童が 58.3%, 2 回が 41.7% で、時々しか食べていない児童はいなかった。最後に今後の希望について質問をしてみたが、「学校に行きたい」が 47.9% で最も高く、続いて「何も考えていない」が 37.5% であった。その他は「家に戻りたい」が 3 名、「仕事につきたい」が 4 名の割合であった。このように多くの児童が就学に対する希望を持ちながらも、今後、どのような日常生活を過ごしたら良いのか日々、不安を抱きながら路上生活を送っている児童が多数いることが推測される。

(2) [A 孤児院の個別面接調査]

① 調査目的

A 孤児院で生活している児童の生活実態とその児童の家庭環境について調査する。

② 調査期間

1999 年 7 月 28 日から 1999 年 8 月 3 日。

③ 調査場所

ホーチミン市内 (Binh Thanh 区)。

④ 調査対象

A 孤児院で生活している 16 歳以下の児童 (15 名) を対象としている。

⑤ 調査方法

個別面接調査法。ベトナム人の調査員1名とA孤児院を訪問し、そこで調査項目を個別に質問する形態をとった。調査票は、ベトナム語に翻訳し、ベトナム人調査員がベトナム語で質問するという方法をとった。

1) A孤児院で暮らす対象児童の基本的属性とその実態

A孤児院は、1989年に設立され、これまでに約1,000名の児童が保護されている。

現在の対象児童の年齢と性別、出身地域別及び家を出た理由は、表10の通りであるが、このA孤児院は、男子15名(1999年8月3日現在)が生活している男子だけの孤児院である。対象児童は、最年少の7歳から16歳までの男子児童である。対象児童の出身地域別では、南部地方からきた児童が60.0%，中部地方からきた児童が26.7%，北部地方からきた児童が13.3%の順になっている。ホーチミン市内で家族と生活していた児童は1名もいなかった。したがって、全員がホーチミン市以外の地方からきた児童たちである。

対象児童の学歴は、全員、孤児院で生活するまで未就学児、小学校中退もしくは中学校中退の

表10-1 「A孤児院」入所児の生活環境実態

No.	男女	年齢	出身地	家族構成・親の職業	生活レベル	就学状況	家を出た理由	紹介者
1	男	14	中部	父○母△兄弟3 父:写真屋 母:ノン作り	貧しい	中学2年	父親は再婚したが、義母から虐待を受けて家を出た。バス停で生活していたが、行政職員につれられてきた。	行政職員
2	男	11	中部	父○母○兄弟6 父:農業 母:農業	貧しい	小学4年	生活が厳しく、他の5人の兄弟も家を出している。靴磨きをしながら道路で寝ていた時、教育関係者につれられてきた。	教育関係者
3	男	7	南部	父×母×兄弟2 父:元眼鏡修理 母:元露店販売	貧しい	小学2年	両親が死亡した為に、生活が苦しくなり、近所の人につれられてきた。	近所の人
4	男	9	南部	父×母×兄弟2 父:元農業 母:元農業	貧しい	小学4年	両親が死亡した為に、生活が苦しくなり、近所の人につれられてきた。	近所の人
5	男	15	中部	父○母○兄弟2 父:農業 母:農業	貧しい	中学2年	両親が、毎日のように喧嘩をしたり、暴力を振るうので家を出てきた。街の中でプラプラしていたところ教育委員会の人につれられてきた。	教育委員会の関係者
6	男	12	南部	父△母○兄弟2 父:農業 母:農業	貧しい	小学3年	母親は再婚したが、義父から虐待を受け、さらに宝くじの売上金を無くした為に、恐ろしくなって家を出た。	不明
7	男	8	南部	父○母○兄弟4 父:左官工 母:露店販売	貧しい	小学1年	家が貧しく、つまらなかつたので家を出た。	教育委員会の関係者
8	男	10	南部	父×母×兄弟1 父:元農業 母:元農業	貧しい	小学2年	両親が死亡した後、近所の人や親戚の人が面倒を見てくれたが、だんだんと面倒を見てくれなくなつたので、家を出た。	教育委員会の関係者

表 10-2 「A 孤児院」入所児の生活環境実態

No.	男女	年齢	出身地	家族構成・親の職業	生活レベル	就学状況	家を出た理由	紹介者
9	男	16	北部	父○母△兄弟 3 父: 農業 母: 農業	貧しい	職業訓練 2 年	家では手伝いばかりで何も楽しいことがなかった。そのため仕事探しにきたが、なかなか仕事が見つからなかった。	行政職員
10	男	11	中部	父○母○兄弟 4 父: 炭焼き 母: ノン造り	貧しい	小学 2 年	生活が厳しく、食べるにも大変な生活であった。街で宝クジを売って暮していたが、疲れてしまった。	教育委員会の関係者
11	男	7	南部	父×母×兄弟 2 父: 元農業 母: 元農業	貧しい	小学 1 年	両親が死亡し、祖母に育てられていたが、悲しくなって家を出てきた。プラプラしているところを教育委員会の人につれられてきた。	教育委員会の関係者
12	男	13	南部	父×母×兄弟 1 父: 市場 母: 主婦	貧しい	小学 4 年	両親が死亡し、祖母に育てられていたが、生活が出来ない為に、祖母につれられてきた。	祖母
13	男	13	南部	父▼母○兄弟 4 父: 大工 母: 露店販売	貧しい	小学 5 年	両親が離婚し、悲しくなったので家を出た。街の中をプラプラしていたら教育委員会の人につれられてきた。	教育委員会の関係者
14	男	9	南部	父○母○兄弟 2 父: 宝クジ販売 母: 宝クジ販売	貧しい	小学 2 年	両親が面倒を見てくれないので、とても悲しくなって家を出た。	不明
15	男	13	北部	父○母○兄弟 1 父: パン屋 母: 露店販売	普通	中学 1 年	家にいても何もすることがないので、家を出た。	教育委員会の関係者

(注) 1. 家族構成の欄にある○=健在 ×=死亡 △=再婚相手 ▼=家を出たことを表している

2. 生活レベルは、本人の印象度から「比較的裕福」(上), 「普通」(中), 「貧しい」(下)の 3 項目から選択させた

3. 当該孤児院は、全員男子を対象としている孤児院である

児童であったが、現在は、孤児院から小学校や中学校及び職業学校に就学している。現在の就学状況は、小学校に在籍している児童の比率が最も高く 73.3% を占めている。図 2 は、ベトナムの教育制度を表したものであるが、対象児童のうちケース No. 4 以外の児童は、通常の規定年齢と学年とが一致しておらず、それぞれの児童の学力に合わせた就学状況になっている。

児童の家庭環境は、「両親が死亡」した児童が 4 名、「両親が離婚」した児童が 3 名おり、対象児童のうち約半数近くの児童が孤児院に入所する前に何らかの家庭的不安を経験していたことになる。また、児童の親の職業も、「農業」、「宝くじ売り」など比較的収入が安定していない低所得層が多く、質問の項目の中で、「家族の生活レベル」の印象に対しては、15 名全員が「貧しい」家庭環境であったと回答している。

2) 対象児童が家を出た理由とその背景

対象児童が家を出た理由に対する回答では、家が「貧しかった」、両親が死亡し「生活が苦しくなった」、両親や義理の父親から「虐待を受けた」、両親が死亡した後、誰からも「面倒を見てく

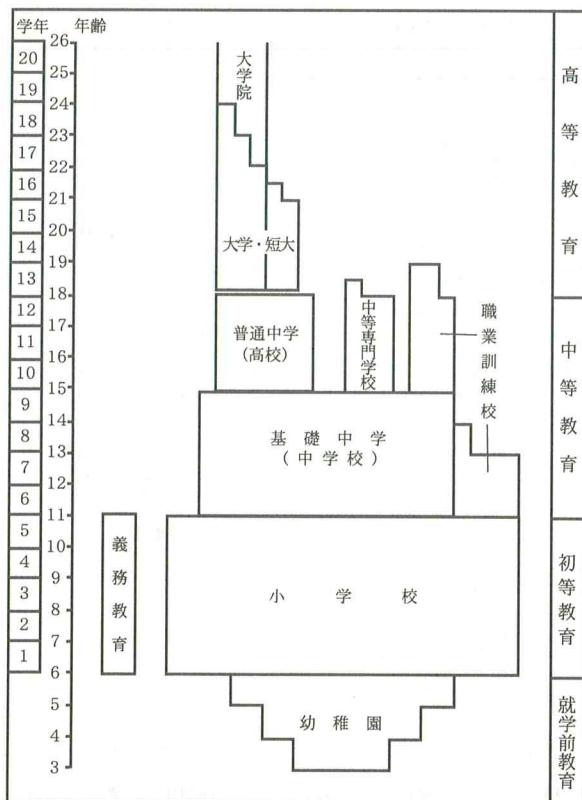


図2. ベトナムの教育制度

れない」など、あくまでも児童が育ってきた家庭環境上における経済的要因や家庭不和、親からの虐待などに耐えられなくなったことが、結果的に家を出た理由につながっている。なお、A孤児院に自らきた児童は皆無で、全員が1名の祖母を除いて、行政職員や教育委員会の関係者及び近所の人に連れられてきたケースがほとんどであった。また、全員に以前から孤児院があることを知っていたかについて聞いたところ、誰もこの孤児院に来るまでは知らなかったと回答している。

(3) [ヘボン障害児学校の概要と問題点]

① 調査目的

障害児学校の設立や運営及び職員、障害児の教育などの現状を把握するための予備的調査とする。

② 調査期間

1999年1月26日から1999年2月6日。

(3) 調査場所

ホーチミン市内 (Go Vap 区)。

(4) 調査対象

ヘボン障害児学校 (THE HY VONG SCHOOL FOR HANDICAPPED CHILDREN)。

(5) 調査方法

学校責任者、教職員及び障害児から直接質問する方法をとった。

1) 設立経緯と組織について

ヘボン障害児学校は、1990 年 8 月に設立され、ホーチミン市内にある障害児学校の中では比較的新しい学校である。現在、ヘボン障害児学校は、本校校舎を含めて 4 カ所の学校があり、その内、中心校は 93 nguyen Oanh である。ヘボン障害児学校の職員構成は、表 11 に示すように校長 1 名、副校長 2 名、教員(基礎文化教員)15 名、医者 1 名、理学療法士 3 名、機能回復訓練士 2 名、職業能力士 6 名、事務職員 9 名、合計 39 名の職員構成である。

表 12 はヘボン障害児学校の児童数を示したものであるが、現在、160 名の障害児が在籍しており、うち 64 名が女子である。対象児童の全体の 25.0% は、両親が行方不明になったり遺棄された孤児たちで占められている。その孤児たちは、近くのお寺や教会、青年団体学校、ヘボン障害児学校に勤務する職員の自宅など育てられながら、ヘボン障害児学校に通学している。表 13 は障害の種別によって区分された教室を示しているが、現在ある 17 教室では盲、聾、知的障害に区分し

表 11 職員の職種内訳数

(単位：人)

校 長	1	医 者	1	能 力 職 業 士	6 (6)
副 校 長	2	理 学 療 法 士	3 (3)	事 務 職 員	9 (4)
基礎文化教員	15 (1)	機能回復訓練士	2 (2)	合 計	39 (16)

注) () の人数は、嘱託職員で給与は支給されていない

表 12 ヘボン障害児学校の児童数と家庭環境

(単位：人 (%))

学 校 名		児童数 (女子)	職員数	親健在	孤児
1	93 nguyen Oanh	80 (32)	10	62 (77.5)	18 (22.5)
2	60/1 Phan Van tri	30 (12)	6	18 (60.0)	12 (40.0)
3	119 26 iharig 3	20 (8)	3	14 (70.0)	6 (30.0)
4	6 Lai7/25 Nguyen Thumg Hien	30 (12)	4	26 (86.6)	4 (13.4)
合 計		160 (64)	23	120 (75.0)	40 (25.0)

表13 障害別クラス数と児童数

(単位：人)

学 校 名		盲	児童数	聾	児童数	知的障害	児童数
1	94 nguyen Oanh	0	0	3	40	4	40
2	60/1 Phan Van tri	3	20	0	0	2	10
3	119 26iharig 3	0	0	2	11	1	9
4	6 Lai27/25 Nguyen Thumg Hien	0	0	0	0	2	30
合 計		3	20	5	51	9	89

表14 児童数及び教室数の推移状況

(単位：カ所、人)

児童の 障害区分	1990		1991		1992		1993		1994		1995		1996		1997	
	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目	
	教室	児童	教室	児童	教室	児童	教室	児童								
盲児	1	10	2	12	2	11	2	12	2	12	3	22	3	20	3	20
聾児	0	0	2	17	3	29	4	34	4	38	5	40	5	48	5	51
知的障害児	0	0	1	10	3	31	4	46	6	52	6	60	6	61	9	89
合 計	1	10	5	39	8	71	10	92	12	102	14	122	14	129	17	160

て、基礎学習や職業教育の一環としての縫製や美術指導などの障害児教育が行われている。ヘボン障害児学校では1997年から1998年にかけて20名（聾児14名、知的障害児6名）が本校を卒業したが、そのうち、12名が企業に就職している。しかし、そのほとんどが聾の児童で、職種は、縫製や美術関係に集中している。

2) 今後の課題と問題点について

基本的には、ヘボン障害児学校はベトナム政府の管理下で学校運営を行っている。現在、ベトナム政府からの補助金として240,000,000ドン（1998年）⁵⁾が支給されているが、1ヶ月の学校経費の平均金額が、45,000,000ドンで、しかも、毎年、対象児童が増加傾向（表14）に伴って学校運営の資金不足に悩んでいる。これまでに台湾企業やアメリカ企業から寄付金が寄せられたものの、学校の施設整備及び修繕、教職員の給与の支払いなど絶対的に経費が不足している。ヘボン障害児学校では、基本的には教材費などの諸経費を一部負担をしてもらうことになっているため、孤児以外の障害児の家庭から、現金もしくは品物で納めることになっている。しかし、表15でもわかる通り対象児童の中で在籍している孤児も含めて50.0%の児童の家庭では、現金や物品などを納入できないのが現状である。また、教職員の1ヶ月の平均給与は校長クラスで約100万ドン、一般教職員で約50万ドンが支給されているが、他の業種別月平均収入と比較すると大きな収入格差がある。

表15 学納金・物品支払状況

(単位:人(%)

		親健在(お金、物品など納入者数)	孤児	
学 校 名		納める	納めない	まったく納めない
1	94 nguyen Oanh	40 (50.0)	22 (27.5)	18 (22.5)
2	60/1 Phan Van tri	10 (33.3)	8 (26.6)	12 (40.0)
3	119 26iharig 3	6 (30.0)	8 (40.0)	6 (30.0)
4	6 Lai27/25 Nguyen Thumg Hien	24 (80.0)	2 (6.7)	4 (1.3)
合 計		160 (100.0)	40 (25.0)	40 (25.0)

今後、ヘボン障害児学校も含めた障害児学校の課題として、学校運営資金、専門教員養成及び確保、卒業後における進路問題、とくに就職問題と在宅ケアがあげられる。また、現在、経済的に苦しい家庭にある障害児の多くが、教育を受ける機会はもとより在宅で何もすることなく放置されているケースが目立つ。こうした在宅障害児に対して、今後、一人でも多くの障害児教育の機会を与えるための受け入れ態勢をどのように整備するかが大きな課題となってくる。

5 ホーチミン市における要保護児童の実態分析

—調査結果の考察—

今回のストリートチルドレンやA孤児院及びヘボン障害児学校の要保護児童を対象とした児童問題の予備的な調査を分析していくと、ホーチミン市における要保護児童には共通した幾つかの特徴を整理することができる。とりわけ、これまでの開発途上国における児童問題は、都市化との関係から分析される例が多く、その典型がストリートチルドレンや児童就労などである。すなわち開発途上国に特有な都市化現象である過剰都市化の要因によって引き起こされる都市貧困層が生み出され、そこで最も深刻でしかも直接的な影響を受けるのが児童を中心とした社会的な弱者であるという問題分析の方法であった。

しかし、過剰都市化現象を強調する余り、多様性に富む開発途上国社会をステレオタイプ化し、独自の文化や社会構造の違いを拾うとして論ずる危険性も含んでいたことも考えられる。本稿でも都市化と児童問題は密接な関係にあるとの認識に立ちながらも、長期化したベトナム戦争による影響やドイモイ政策、伝統的な相互扶助の形成などによって、他の開発途上国とでは児童の生活を取り巻く都市環境、地域社会構造に大きな相違点が見られる。とくに、児童の未就学児と児童就労、孤児やストリートチルドレンの増加、障害児の遺棄問題や未就学児問題は、ベトナム戦争が終結する前からもその問題はあったものの、今日のように社会問題化として進展したのは、むしろ、1980年代後半のドイモイ政策以降の社会経済構造の変動や国民生活の目覚ましい進展と比

例して頗在化してきている。とくに、都市部や都市周辺地域においては、国民の生活環境の変化と所得格差の拡大や失業者が増加したこと、貧困家庭や家庭的に不安定にある生活環境の下で生活している障害児も含めた児童ほど教育を受ける機会はもとより安定した生活保障が享受できないことが大きな発生要因となっている。

今回の調査対象となった要保護児童の予備的な調査結果からしても、その発生要因を分析することができる。したがって、要保護児童の社会的背景には、改革・開放政策によって、「新しい社会文化の獲得」、「産業化に伴なう家族機能の変容」などが、児童と家庭環境を取り巻く環境の変化を生み、結果的に児童養護の機能低下を招いたともいえる。そのことが児童の生活環境にも大きな影響を与え、被放任児、被虐待児など要保護児童が抱える問題は、一層、多様化・複雑化になったといつても過言ではない。とくに、これまでの低所得者層や被保護層の児童問題に加えて社会経済構造の変化に伴う相対的貧困層の増加によって、児童の疎外感は一段と高まったように思われる。

現在、ベトナムの教育制度は、小学校5年制、中学校4年制、高校3年制である。義務教育は小学校の5年間である。1996年度の教育訓練省の教育管理情報センターの統計による学校教育の就学率は、小学校85%（1,021万人）、中学校54.8%（431万人）、高校18.9%（101万人）⁶⁾となっている。この統計では確かに小学校の就学率は高い数値を示しているものの、実際には小学校の入学手続きはするが学校に行けずに在籍したままの児童が多く存在している。ある報告書によると、「小学校を卒業するのは約63%で、約120万人が非就学児童である」と推定されている。とくに、山岳部や山間部および農漁村で生活している児童となると就学率は極端に低くなり、全国平均で約50%程度であると推定されている。さらに、中学校への進学率は、都市部と農村部とでは、大きく異なっており、ホーチミン市以外の中学校では、義務教育ではないので授業料が必要となる。そのため貧困に苦しむ農村や山村の家庭では、この授業料の支払いも大きな負担となる。また、人口の約80%を占める農村地帯では、労働力欲しさから貴重な働き手として幼い時から家業の手伝いをしており、そのために未就学児や小学校中退さらに中学校への進学を断念せざるを得ない状況がある。

一方、障害児においても同様に治療、教育、訓練などの治療教育も含めた障害児教育問題や介護の問題など数多くの課題を抱えている。現在、ホーチミン市には、約6,000名の障害児がいるといわれているが、そのうちホーチミン市内にある約30の障害児学校（施設）で全体の約2%から5%程度の障害児しか教育を受けることができない。しかも、ベトナムの学校教育のシステムは、課程主義のために一定の学力をつかないとそのまま留年となり、結局は中途退学を余儀なくされる障害児も数多くいる。ヘボン障害児学校に通う児童も同様に進級できずにそのまま退学してしまう障害児が多い。また、仮に卒業したとしても就職先の確保や行き場所がないことも大きな課題となっている。さらに、障害児に対する家族の関心が不足していることも否定できない。その最悪のケースが、遺棄される障害児が後を絶たず、障害児の基本的生存権すら保障されない場合

が多々見られる。その社会的背景にあるのは、障害児の教育保障制度の不備、学校（施設）など社会資源不足および都市部と農村部との社会資源の地域格差、障害児を抱える家族の経済的問題などが影響していると思われる。

現在、全国には 72 カ所の障害児を対象とした学校（施設）が障害の種別によって区分されおり、その多くは、ハノイ市やホーチミン市のような大都市に集中している。72 カ所の学校（施設）は 15 校が国立で、残る 57 校は団体や民間、宗教団体、個人による運営となっている。その内ホーチミン市内には、知的障害児学校が 13 校、知的障害児と聾児の統合学校が 6 校、聾学校が 4 校、盲学校 4 校、ポリオの学校が 1 校がある⁷⁾。こうした障害児学校や施設には、わざわざ中部地方や北部地方からきて、治療教育を受けている障害児が多数存在している。その理由の一つとして近くに障害児学校や施設がなかったり、家で養育するだけの経済的余裕がないために、親戚を頼って預けているケースが多い。

このようにストリートチルドレンや A 孤児院の児童、ヘボン障害児学校の障害児たちの予備的な調査結果から、今後の要保護児童に対する具体的な児童福祉対策を考えた場合、現状では要保護児童を取り巻く社会環境は、大変厳しい状況にあり、簡単にはその方策をこの小論で論証するには困難である。しかしながら、現実的には保護を必要としている多くの児童が存在していることを考えると、一刻もはやくその保護・養護対策が求められる。そのためには現在、児童福祉施設や障害児学校は、重要な児童福祉サービスの社会資源となっていることは確かであり、緊急的に保護育成しなければならない児童に対しては、初等教育の機会均等化を踏まえつつ、緊急避難施設としての児童福祉施設や障害児学校の財政確保や専門職員の確保及び絶対数の不足解消を全国各地で展開することが求められる。さらに、児童の基本的生活の場である家庭に対する相談援助なども含めた、児童福祉対策の抜本的な改善が早急に図られることが望まれる。

まとめにかえて

ベトナム戦争は 1975 年 4 月 30 日に旧南ベトナム政府の首都サイゴン市（現在：ホーチミン市）が陥落したことによって、長期化していたベトナム戦争は終結した。しかし、この戦争によって多くの犠牲者を出し、巷には未婚の母親や貧困家庭を一層生み出す結果となった。こうした社会的、経済的混乱の中で、貧困に苦しむ国民の中には、経済的理由や女一人では子どもや障害児を育てられないとして、黙ってわが子を人に預けてそのまま姿を消すことが多く見られた。そうした子どもたちの現状を救うために、障害児を含む孤児院などの児童福祉施設が外国からの支援・援助を受けながら設立された歴史的経緯がある。

しかし、近年、ベトナムでは、戦後復興期における要保護児童とは異なり、市場経済導入の影響もあって社会経済構造が変動し、それに伴って、新たに保護を必要とするさまざまな問題を抱えた児童が、都市部だけではなく農村部においても多く発生するようになった。その社会的要因

には、親の離婚や行方不明の増加、貧困、被虐待、非行などによって、一層児童の生活環境が変化していることに原因がある。今回、調査対象地域でもあるホーチミン市も例外ではなく、その児童のケアの内容も多岐にわたっている。フォアン・フング (Hong Nhung) のストリートチルドレン調査によると、ホーチミン市内には、7,160名のストリートチルドレンがおり、55の市・省からきている。この数字は、全国でも一番高い。ストリートチルドレンには2つのタイプがあり、59% が家出し、41% は彼らの家族とともに路上生活を送っている。さらに、彼の調査によると、児童の多くは、手仕事の作業場で一日平均8時間～10時間の児童労働をさせられ、その重労働が原因で病気になるものが多いが、63.7% が社会的援助を受けることが出来ないでいる。また、16歳未満の少女売春婦が約7,000名おり、このうち約15% が大人から強要もしくは強姦されている。なお、1990年から1995年の間で若い少女を中心に、約5,000名がカンボジアまたは中国とのベトナム境界を越えて人身売買が行われたと報告している⁸⁾。

こうした児童が直面している問題に対して、国家対策の中心的な行政機関としては、教育訓練省、労働戦傷者社会福祉省、厚生省などの各関係所轄によって児童福祉対策が推進されている。とくに、教育訓練省内には「児童保護育成委員会」が設けられ、児童の教育問題はもとより児童福祉に関する施策を打ち出している。その中心的な法律としては「児童保護育成に関する法律」、「初等教育法」、一定の職業・業務を除き15歳以下の児童就労を禁止している「労働法」など児童の保護育成に関する法律が制度化されている。さらに、障害児（者）に関する法令として、ベトナム国会常務委員会が1998年7月の定例会議で、障害者に関する法令を採択し、障害児（者）保護の実現を国の施策として推進することを求めた。この法令は「障害者に関する法令」(PHAP LENH VE NGUOI TAN TAT) として施行された。この法令は障害児（者）にとって、画期的な法律でもあり、今後の障害児（者）福祉を推進する上でも大いに期待される内容となっている。法令は第1章から第8章までの構成となっており、第6章第27条には障害児（者）に対する援助および国家の管理責任が謳われている。主な基本内容としては、① 障害者にも勉強する機会が与えられる。② 一般市民とすべてにおいて、平等であること。③ 仕事に関する職業訓練及び学習と仕事の機会が与えられる事として、国民の障害児（者）に対する義務と権利が与えられている。とくに、この法令の中で注目されるのは、第1章第3条に「ダイオキシンの被害を受けた障害児には、国家が健康と生活を保障する」と明記されている⁹⁾。

以上、ベトナムにおいても児童は一義的には保護者のもとで養育され、心身ともに健やかに成長することが社会的に保障されなければならないとの観点から、国家対策として制度の整備や児童養護の対策が行われてはいる。しかしながら調査対象となった児童の実態調査からすると、決してその社会的効果はいまだ十分とはいえない、むしろ児童が直面している社会問題は深刻化していることがわかる。

このような児童を取り巻くさまざまな社会問題から、今後の社会福祉制度の枠組みを見据えながら児童福祉対策の課題を整理するとつぎのようになる。1) 児童福祉に関する行政機関は、必ず

しも体系的、総合的に児童福祉対策が行われているとは言い難い状況にある。例えば、孤児院や障害児学校の管理は、教育訓練省、労働戦傷社会福祉省、厚生省のほか、人民委員会、赤十字社、宗教団体などが担当するなど一環した当該省あるいは部局にはなっていない。また、公立施設や私立施設も存在することにより一層、組織体系は複雑化しているため、公的責任の所在が明確化されていない場合がある。2) 現在のベトナム政府の政策が、あくまでもインフラ整備を中心とする経済発展政策を優先しており、しかも、児童福祉対策については、限られた国家予算の中で行われているため、とくに、緊急的に児童を保護・育成するような児童福祉施設に対しては、国家予算は不十分な状態であり、むしろ、外国からの援助を頼らざるを得ない状況にある。3) 政治的・経済的特権を握っている限られた社会階層と大衆的階層との二階層社会が生み出した社会構造の歪みによって、貧富の差が拡大している。とくに、官僚主義に伴って許認可権を持つものとまったく持たないものとでは、生活基盤や社会的環境はまったく違ってくる。さらに、旧南ベトナム政府側にいた国民と現政府側にいた国民とでは、すでに差別的待遇は廃止されたといわれているが、実際には今日においても社会福祉サービスや各制度の受給に大きな隔たりがあることが複数の関係者の聞き取り調査を通して理解することができた。

このように、ベトナムでは社会的レベルや政治的レベル及び経済的レベルから国民生活の諸問題を解決しなければならない社会問題が山積みされている中で、現在、増加傾向にある要保護児童に対する総合的な児童福祉のシステムの確立が求められる。とりわけ児童を取り巻く福祉指標としての保健・医療、栄養、住居、教育といった広義での社会福祉制度の確立が急がれる。そのためには、単に「市場経済導入と開放政策」が工業分野の開発やインフラ開発のみの発展に集約されることなく、児童問題の根本的な発生要因となっている、児童福祉の社会的基盤の充実が図ることが最も重要である。とくに、経済的不安定にある家族に対する保護及び経済的保障による家族への支援強化、障害児教育も含めた教育保障の確立と学校教育の充実化、保健・医療サービスの充実化、保護・育成施設としての児童福祉施設の整備拡充などこれまで制度化された児童保護の法的根柢も踏まえながら体系的、総合的な児童福祉の推進を行うことが、今日の要保護児童問題を解決していく、一つの方策といえる。

〈付 記〉

本稿は、文部省科学研究補助金(基盤研究C)「ベトナムの児童問題に対する社会福祉政策の現状と課題」(研究代表者: 赤塚俊治)による研究成果の一部である。

(注)

本稿は、日本社会福祉学会第47回大会(1999年10月9日・10日於: 川崎医療福祉大学)にお

いて発表報告した「ベトナムの児童福祉の現状と課題—ホーチミン市における児童福祉施設の実態調査を踏まえて—」の内容に加筆したものである。

ツーズー病院内 (BINH VIEN TU DU) の特別管理室に保管されているホルマリン漬けの奇形児。ベトナム戦争当時、大量に使用された枯れ葉剤が現在も人体に影響を与え続け全国各地で奇形児が生まれている。(写真 A, B)



写真 A



写真 B

注

- 1) HOI CHU THAP DO VIET NAM, GS. BS LE CAO DAI CHAT DA CAM TRONG CHIEN TRANH VIET NAM TINH HINH VA HAU QUA, 1999.
- 2) UB. NHAN DAN TP. HO CHI MINH UB. BAO VA CHAM SOC TRE EM ; BAO CAO-3NAM THUC HIEN CHUONG TRINH QUOC GIA TRE EM CO HOANCANH DAC BIET KHO KHAN NAM 1994-1997-, 1997, pp. 1-3.
- 3) 矢島鈴次・窪田光純『新ドイモイの国ベトナム』同文館出版, 1994, pp. 6-7.
- 4) *The Saigon Times NO 4-99 (381) JANUARY 23, 1999*, p. 9.
- 5) Vietnamese Dong (ドン) 1999年7月30日現在, 1US\$=13,942 ドン
- 6) 服部育代「ベトナムの公教育の現状」, 『滋賀大学教育学部教育実践研究指導センター紀要』第7巻, 1999, p. 120
- 7) 日越友好障害児教育・福祉セミナー実行委員会『第7回日越友好障害児教育・福祉セミナー(1998年)報告書』1999, p. 13, p. 51.
- 8) Hong Nhun CHILDREN IN NEED, Vietnam Cultural Window, No. 14-May 1999. p. 3.
- 9) CONG BAO 1998.10.10. pp. 1614-1619.

1998年7月30日にベトナム国会常務委員会によって定められた法令である。この法令は第8章構成で合計35条から成っている。第1章「一般的な規定」, 第2章「障害者の健康支援と養育」, 第3章「障害児(者)教育」, 第4章「障害者のための職業教育と就職」, 第5章「障害者の文化, 運動の活動と公共物の使用」, 第6章「障害者の支援と国家の管理責任」, 第7章「奨励と刑罰」, 第8章「法令と施行」。なお, この法令は, 1998年11月1日から施行された。